

# 神戸市地域福祉センター 公衆無線 LAN(Wi-Fi)環境整備運用業務

## 公募型プロポーザル実施要領

### 1 目的

神戸市地域福祉センターは、現状、高齢者の利用率が8割を超えており、場所によって差はあるものの、利用者層が固定化している傾向にある。今回、地域福祉センター(193か所)に公衆無線LANアクセスポイントを設置し、地域福祉センターを訪れた市民等がパーソナルコンピューター、スマートフォン、タブレット等の情報通信機器を利用して無料でインターネットに接続できる環境を整備することにより、「withコロナ」時代に対応した新しい生活様式による地域活動(接触機会を減らした活動)を実践していくとともに、若い世代の利用促進を図り、学習の場の確保等こどもの居場所づくりにも寄与することを目指す。

※地域福祉センターとは

神戸市が概ね小学校区に1つ(市内193か所)設置している、地域の福祉活動・交流活動の拠点施設。自治会や婦人会、老人クラブ等地域の団体の代表者が中心となって自主的に結成する「ふれあいのまちづくり協議会」が施設の管理運営にあたり、地域の福祉活動・交流活動を企画・実施している。

### 2 業務概要

#### (1)業務名

神戸市地域福祉センター 公衆無線LAN(Wi-Fi)環境整備運用業務

#### (2)業務内容等

別紙仕様書のとおり

#### (3)契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

#### (4)事業者選定方法

単体又は共同企業体によるプロポーザル方式

#### (5)契約金額(上限額)

整備費用 72,300,000円(消費税・地方消費税含む)

運用費用 月額2,500,000円/193か所(消費税・地方消費税含む)

### 3 契約までのスケジュール

- |                       |                 |
|-----------------------|-----------------|
| (1)各書類の配布開始           | :令和3年5月26日(水)   |
| (2)参加申請関係書類及び質問票の提出期限 | :令和3年6月9日(水)まで  |
| (3)質問票に対する回答          | :令和3年6月18日(金)予定 |

- |                        |                    |
|------------------------|--------------------|
| (4)企画提案書類の提出期限         | :令和3年6月28日(月)17時まで |
| (5)提案審査会(プレゼンテーション)の開催 | :令和3年7月上旬          |
| (6)受託候補者の決定            | :令和3年7月中旬予定        |
| (7)契約締結                | :令和3年7月下旬予定        |

## 4 応募資格要件

### (1)単体企業の場合

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による法的手続きを行っているものでないこと
- ③ 神戸市指名停止基準要綱(平成6年6月15日市長決定)による指名停止又は指名留保の措置期間中でない者であること
- ④ 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること
- ⑤ 国税及び地方税を滞納していない者であること
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者としてもしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など、神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条各号に該当する団体でないこと
- ⑦ 令和2・3年度の神戸市入札参加資格(工事請負または物品等)を有すること。ただし、当該資格を有しない場合は、登記簿謄本(又は法人登記履歴事項全部証明書)及び納税証明書、暴力団誓約書を併せて提出することでこれに替えることができる。
- ⑧ 都道府県、政令指定都市又は中核市で公衆無線LANシステムを導入した経験をもつこと、もしくはこれと同等の能力を認める実績がある企業等であること

### (2)複数の事業者等により構成される共同事業体の場合

- ① 構成員すべてが、上記(1)①～⑦に掲げる要件をすべて満たしていること
- ② 共同体の代表者については、上記(1)⑧に掲げる要件を満たしていること
- ③ 構成員は、他の共同事業体の構成員以外で構成すること。また、当該構成員は、単独で本入札に参加していないこと

## 5 応募手続きに関する事項

### (1)実施要領等の交付

#### ① 交付開始日

令和3年5月26日(水)14時から開始

#### ② 交付場所

神戸市の記者発表資料のページ(<http://www.city.kobe.lg.jp/information/press/>)に掲載する。

③ 交付資料

- ア)公募型プロポーザル実施要領(本書)
- イ)委託仕様書
- ウ)各種様式(様式第1号から様式第8号)

(2)参加申込手続き

① 受付期間

令和3年5月26日(水)14時から令和3年6月9日(水)17時まで(必着)  
(土・日・祝日以外。また、時間は正午から午後1時までを除く)

② 提出書類

以下に掲げる書類を各1部ずつ提出

NO	提出書類	備考
1	参加申込書(様式1号)	様式あり
2	委任状	任意様式 ※代表者以外の者の名義で申請する場合のみ
3	参加資格確認書(様式2号)	様式あり
4	団体概要(様式3号)	様式あり ※企業のパンフレット(会社概要)等があれば添付
5	実績報告書(様式4号)	様式あり
6	令和2・3年度神戸市入札参加資格(工事請負または物品等)を有することを証明する書類	資格を有する者に限り提出
7	法人登記簿謄本 又は 法人登記履歴事項全部証明書	3か月以内に発行されたもの
8	各納税証明書(直近1年分)	法人税、法人事業税、法人市民税、消費税及び地方消費税に係る納税額等の証明、所得金額の証明、滞納処分を受けたことがないことの証明を提出
9	神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書(様式5号)	様式あり
10	共同企業体結成届書(様式6号)	様式あり ※共同企業体での応募をする場合のみ提出
11	共同企業体結成同意書(様式7号)	様式あり ※共同企業体での応募をする場合のみ提出
<p>※上記6の提出がある場合は、7～9の提出を省略することができる。                  ※共同企業体で参加申し込みを行う場合、上記1～3、5、9、10は代表者のみ提出、上記4、6～8、11はすべての構成員が提出すること</p>		

③ 提出方法

郵送または持参により、本要領10で定める担当部署に提出すること。

(3) 質問の受付

① 受付期間

令和3年5月26日(水)14時から令和3年6月9日(水)17時まで

② 提出方法

質問票(様式8号)に質問を記入し、本要領10に記載の担当部署宛に電子メールで提出すること。その際の件名は、「神戸市地域福祉センター公衆無線LAN(Wi-Fi)環境整備運用業務についての質問」とする。なお、この提出方法以外による質問は一切受け付けない。

③ 回答方法

応募者全員に対し、令和3年6月18日(金)頃に質問事項及び回答を電子メールで回答する。  
なお、質問者名は公表しない。

④ その他

神戸市の回答は本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

## 6 企画提案書の提出

本業務の受託を希望される場合は、次により応募書類を提出すること

(1) 提出方法

持参又は郵送。ただし、運搬、送付途上での事故については一切責任を負わない。

(2) 提出期限

持参の場合：令和3年6月28日(月)17時まで

郵送の場合：令和3年6月28日(月)17時必着

(3) 提出場所

本要領10で定める担当部署

(4) 提出書類

① 企画提案書

ア) 提出部数

正本1部(商号又は名称、代表者名を記載し代表者印を押す)、副本7部、CD-R(PDFデータ)1部

イ) 様式等：任意、A4

ウ) その他

- ・表紙及び目次をつけ、各ページの下部にページ番号を付すこと。
- ・正本は提案事業者名入りの表紙を付けること。
- ・副本はいずれのページにも提案事業者名及び提案事業者名を類推させるロゴ等を一切記載しないこと。

② 見積書

ア) 提出部数

正本1部(商号又は名称、代表者名を記載し代表者印を押す)、副本7部(コピー可)

イ) 様式等：任意、A4

## (5)記載内容

### ① 企画提案書(任意様式)

#### ■利用者の利便性

- ・利用者認証の方法
- ・再接続時の設定方法
- ・認証画面等のイメージ

#### ■整備性能

- ・利用するサーバ及びネットワークの内容
- ・アクセスポイントの性能、設置台数、設置方法、設置場所、想定利用範囲
- ・通信品質の確保対策(電波干渉対策等)

#### ■運用保守管理

- ・ウイルス対策や不正アクセス防止等のセキュリティ対策
- ・運用保守費用の低減対策

#### ■類似業務の実績

- ・都道府県、政令指定都市又は中核市などへの公衆無線LANシステムの導入実績、もしくはこれと同等の能力を認める実績

#### ■実施体制・業務遂行能力

##### (環境整備)

- ・公衆無線LAN環境整備に係る業務実施体制
- ・整備業務従事者の企業名、経歴、実績
- ・整備スケジュール

##### (運用保守)

- ・利用方法、契約、サービス使用等に関する問い合わせ対応
- ・運用(監視・保守)実施体制、障害時の対応・復旧までのフロー
- ・施設管理者の負担軽減対策

#### ■本事業の目的に沿った独自提案(公衆Wi-Fiの活用方法等)

※趣旨:地域福祉センターの利便性向上、地域活動の支援につながる提案

- ・若い世代の利用促進
- ・学習の場の確保等、こどもの居場所づくり
- ・地域福祉センターの主な利用者層である高齢者のDX推進
- ・「withコロナ」時代に対応した新しい生活様式による地域活動(接触機会を減らした活動)の実践

### ② 見積書

仕様書(7)を確認の上、次の通り記載すること

#### ■見積年月日

#### ■事業者の名称、所在地、代表者の氏名及び連絡先、担当者の氏名及び連絡先

#### ■整備費用、運用費用に分けて記載すること。

#### ■項目ごとの費用の内訳額及び総額、全ての項目の費用総額、消費税及び地方消費税額、消費税及び地方消費税を含めた総額。なお、費用総額は、本実施要領に定める契約上限額まで

(整備費用、運用費用ごと)とする。

## 7 選定に関する事項

### (1) 提案審査会(プレゼンテーション)の実施

日時: 令和3年7月上旬

場所: 神戸市役所内

内容: 企画提案書等によるプレゼンテーション

(プレゼンテーション15分 質疑応答10分程度)

- ① 本企画提案については、神戸市職員等によって構成される選定委員による本業務に係る提案審査会において審査を行い、その意見を受けて受託候補者を選定する。
- ② 選定委員は、審査基準に沿って、本プロポーザル応募者によるプレゼンテーション及び企画提案書の審査を行う。
- ③ 開催時間、開催場所、参加人数の制限及び時間制限等についての詳細は、提案書提出日以降に改めて連絡する。
- ④ この審査会は、提案書だけではわかりにくい部分を補足するために行うものであり、既提出の提案書に新たな要素を追加、修正することはできない。また、提案者からの質問も認められない。
- ⑤ 提案団体が特定される資料作成や特定を誘導する行為は禁止する。
- ⑥ 説明は本業務に携わる者(責任者又はこれに準ずる者)が行うこと。

### (2) 審査項目及び評価基準

別紙のとおり

### (3) 選定方法

必要経費が2(5)契約金額(上限額)の範囲内である企画提案書のうち、各選定委員100点満点による審査・評価の合計が最も高い企画提案書を提出した事業者を、業務委託候補者に選定する。ただし、当該企画提案書に対する各委員の評価点の合計が満点の半分に満たない場合は、「業務委託候補者なし」とする場合がある。また、評価点の合計が最も高い企画提案書が複数ある場合は、委員の協議により業務委託候補者を選定する。

### (4) 応募者なし又は応募者が1者の場合の取扱い

応募書類の提出期限までに企画提案書類の提出がなかった場合には公募を中止し、業務内容を再検討する。企画提案書類を提出した者が1者であった場合は、(2)の方法に従い審査を行う。

### (5) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③ 受託候補者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと
- ⑥ 企画提案書及び見積書等の必要書類が提出期限を過ぎて到着したとき
- ⑦ 見積書に記載の見積金額が2(5)契約金額(上限額)を超過しているとき

## (6)選定結果の通知

- ① 選定結果は、決定後速やかに提案書類を提出した事業者すべてに文書で通知するとともに、神戸市ホームページにて公表する。
- ② 応募者は審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して7日(休日等を除く。)以内に、業務委託候補者に選定されなかった理由について書面により説明を求めることができる。この場合、説明を求めることができる期間の末日の翌日から起算して原則として10日(休日等を除く。)以内に書面等により回答する。理由の説明については原則として応募者の評価項目別の点数を示すものとする。

## 8 契約の締結

- (1)業務委託候補者に選定されたものは、委託契約締結に向け、市と業務内容詳細について協議を行うものとする。その際、企画提案の一部を変更する場合がある。協議が整った場合は、業務委託候補者からあらためて見積書を徴収し、見積書を精査のうえ、随意契約による契約を締結する。
- (2)業務委託候補者が辞退または協議が不調の際には、事業者選定委員会の結果における上位の者から順に契約に向けて協議を行うものとする。

## 9 その他

- (1)本プロポーザルの応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2)提出された書類は、神戸市情報公開条例(平成13年7月条例第29号)に基づき、非公開情報を除いて、情報公開の対象となる。
- (3)提出された書類は、選考結果の如何を問わず返却しない。
- (4)神戸市は、提出書類を本プロポーザル実施以外の目的で、応募者に無断で使用しない。(神戸市情報公開条例に基づく公開を除く。)
- (5)神戸市が指示する場合を除き、提出期限以降の書類の変更、差替え、追加提出若しくは再提出は認めない。
- (6)企画提案書の著作権は応募者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、応募者が負う。
- (7)神戸市が本プロポーザルの実施に際して応募者に提供する資料は、本プロポーザルの参加に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (8)応募者は、本プロポーザルの参加に際して知り得た神戸市の情報(紙媒体の書類も含む)については、外部に漏らしてはならない。
- (9)応募者は、業務委託候補者の選定後、本実施要領及び仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (10)本プロポーザルへの参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者のプロポーザル参加は無効とする。

## 10 提出・問い合わせ先

神戸市企画調整局つなぐラボ 担当:是枝、菅原

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 1号館12階

TEL:078-322-6486

電子メール:[kensuke\\_koreeda@office.city.kobe.lg.jp](mailto:kensuke_koreeda@office.city.kobe.lg.jp)

[moe\\_sugahara@office.city.kobe.lg.jp](mailto:moe_sugahara@office.city.kobe.lg.jp)

※電子メールは、上記両方のアドレス宛に送付すること



## 審査項目・評価基準

審査・評価は次に示す観点から行う(各選定委員100点満点)

分類	項目	評価の観点	配点
企画提案 内容に関 する評価 (35点)	利用者の利便性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認証画面の視認性</li> <li>・認証手順の簡易さ、分かりやすさ</li> <li>・再接続時の手順の簡易さ、分かりやすさ</li> </ul>	15点
	整備性能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用するサーバ及びネットワークの内容は適切か</li> <li>・アクセスポイントの性能</li> <li>・電波干渉対策等、通信品質の確保対策が行われているか</li> </ul>	10点
	保守管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルス対策や不正アクセス防止等、セキュリティ対策は適切か</li> <li>・運用保守費用の低減を考慮しているか</li> </ul>	10点
業務遂行 能力に関 する評価 (25点)	類似業務の実績	・類似、関連業務の実績・信頼性があるか	5点
	業務遂行能力 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・確実に業務を遂行する十分な人員を配置しているか</li> <li>・十分な整備時間が確保された無理のないスケジュールを組んでいるか</li> <li>・運用体制、障害時対応は適切か、施設管理者の負担軽減が考慮されているか</li> <li>・必要に応じて早急な対応が可能な体制が構築されているか</li> </ul>	20点
独自提案項目		本事業の目的に沿った提案者の独自視点や創意工夫があるか	10点
価格点		※1のとおり	20点
地元企業点		※2のとおり	10点
合 計			100点

## ※1 価格点の計算式

価格点は、見積書に記載の見積金額より整備費用と運用費用ごとに次のとおり算出した点数の合計とする。

整備費用価格点

$$=10点 \times (\text{最低見積価格(整備費用)} \div \text{応募事業者が提示する見積価格(整備費用)})$$

運用費用価格点

$$=10点 \times (\text{最低見積価格(運用費用)} \div \text{応募事業者が提示する見積価格(運用費用)})$$

※両価格点ともに小数点以下第1位は四捨五入する

※2 地元企業点の配点

地元企業点は、10 点満点とし、市内事業者への発注を促進するため市内の応募事業者に対して下記の通り評価を行う。

A. 地元企業(応募事業者の本店所在地が神戸市内)の場合 10点

B. 準地元企業(応募事業者の本店所在地が市内にないが、支店等が市内にある)の場合 5点

※共同企業体で応募する場合は、構成員となるすべての事業者の本店所在地等にて判断をし、その平均点(小数点以下第1位は四捨五入)により評価する。

(例)市内企業×市内企業 →  $(10 \text{ 点} + 10 \text{ 点}) / 2 = 10 \text{ 点}$

市内企業×準地元企業 →  $(10 \text{ 点} + 5 \text{ 点}) / 2 = 8 \text{ 点}$

準地元企業×市外企業 →  $(5 \text{ 点} + 0 \text{ 点}) / 2 = 3 \text{ 点}$